

○職業能力開発校設置管理条例（昭和39年4月1日条例第18号）

職業能力開発校設置管理条例

昭和三十九年四月一日  
条例第十八号

改正	昭和四〇年 一月 八日 条例第二号	昭和四一年 四月 一日 条例第一二号
	昭和四一年 一二月 二六日 条例第五九号	昭和四三年 一〇月 三一日 条例第三六号
	昭和四四年 一〇月 一五日 条例第五七号	昭和四五年 一〇月 一五日 条例第四五号
	昭和四六年 七月 二一日 条例第四〇号	昭和四七年 七月 二〇日 条例第二九号
	昭和四八年 四月 二〇日 条例第二五号	昭和四九年 三月 三〇日 条例第二二号
	昭和五〇年 三月 一七日 条例第一二号	昭和五三年 三月 三〇日 条例第一〇号
	昭和五四年 三月 一二日 条例第七号	昭和五九年 三月 二六日 条例第九号
	昭和六〇年 一二月 二三日 条例第三七号	昭和六〇年 一二月 二三日 条例第四一号
	平成 元年 二月 二三日 条例第一号	平成 四年 三月 二六日 条例第五五号
	平成 四年 七月 三日 条例第六〇号	平成 五年 二月 一八日 条例第一七号
	平成一二年 三月 二四日 条例第三九号	平成一六年 三月 二三日 条例第三〇号
	平成二〇年 三月 二八日 条例第一六号	平成二一年 七月 一七日 条例第五七号
	平成二四年 一〇月 二三日 条例第八〇号	平成二七年 一二月 二五日 条例第七三号
	令和 五年 七月 二一日 条例第二九号	

注 令和五年七月二一日条例第二九号による改正は、令和六年四月一日から施行につき、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

職業能力開発校設置管理条例

題名改正〔昭和四四年条例五七号・四七年二九号・平成五年一七号〕

注 令和五年七月二一日条例第二九号で、令和六年四月一日から施行題名を次のように改める。

千葉県立テクノスクール設置管理条例

（趣旨）

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十六条第三項の規定により、法第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）の位置、名称及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

注 令和五年七月二一日条例第二九号で、令和六年四月一日から施行

第一条中「第十六条第三項の規定により、法第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）の」を「第十六条第一項の規定により県が職業能力開発校として設置するテクノスクール（以下「テクノスクール」という。）について、同条第三項の規定により、その」に改める。

全部改正〔昭和四七年条例二九号〕、一部改正〔昭和五四年条例七号・六〇年四一号・平成五年一七号・一二年三九号・二四年八〇号・二七年七三号〕

（名称及び位置）

第二条 職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立市原高等技術専門校	市原市平田九八一番地の一
千葉県立船橋高等技術専門校	船橋市高瀬町三一番地の七

千葉県立我孫子高等技術専門学校	我孫子市久寺家字神立台六八四番地の一
千葉県立旭高等技術専門学校	旭市鎌数五、一四六番地
千葉県立東金高等技術専門学校	東金市油井丑子台一、〇六二番地

注 令和五年七月二一日条例第二九号で、令和六年四月一日から施行  
第二条中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
千葉県立市原テクノスクール	市原市平田九八一番地七
千葉県立船橋テクノスクール	船橋市高瀬町三一番地七
千葉県立我孫子テクノスクール	我孫子市久寺家六八二番地一
千葉県立旭テクノスクール	旭市鎌数五、一四六番地一八
千葉県立東金テクノスクール	東金市油井一、〇六一番地六

全部改正〔昭和五四年条例七号〕、一部改正〔昭和五九年条例九号・平成四年五五号・五年一七号・一六年三〇号・二〇年一六号〕

### 第三条 削除

〔昭和四四年条例五七号〕

注 令和五年七月二一日条例第二九号で、令和六年四月一日から施行  
第四条、第五条、第六条第一項、第七条、第八条、第九条の二、第十条第一項及び第十一条から第十三条までの規定中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改める。

(訓練科等)

第四条 職業能力開発校の訓練科、訓練生（職業能力開発校において職業訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の定員及び訓練期間は、規則で定める。

一部改正〔昭和四四年条例五七号・四七年二九号・六〇年三七号・平成五年一七号〕

(職業訓練開始の時期)

第五条 職業能力開発校の職業訓練は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）にあつては毎年四月から、同条に規定する短期課程（以下「短期課程」という。）にあつては知事が定める時期から開始する。

全部改正〔昭和四四年条例五七号〕、一部改正〔昭和四七年条例二九号・平成五年一七号・二一年五七号・二四年八〇号〕

(訓練生の休日等)

第六条 職業能力開発校における訓練生の休日（以下「休日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、知事が当該訓練のため必要と認めたときは、休日においても訓練を行うことができる。

- 一 日曜日及び土曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
  - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項に規定するもののほか、知事は、所定の訓練時間を終了したとき、その他特別の事由があるときは、臨時に訓練を行わないことができる。
- 一部改正〔昭和四四年条例五七号・四七年二九号・四八年二五号・五四年七号・平成元年一号・四年六〇号・五年一七号〕

(入校資格)

第七条 職業能力開発校に入校できる者は、次の各号に該当するものでなければならない。ただし、訓練科における訓練の内容程度が著しく高度であると認められる場合又は訓練科に関連ある職業について就業制限が設けられている場合等においては、当該訓練科について別に入校資格を規則で定

めることができる。

一 義務教育を終了した者

二 職業訓練に耐えることができると認められる者

一部改正〔昭和四四年条例五七号・四七年二九号・六〇年三七号・平成五年一七号・一六年三〇号〕

(入校の決定)

第八条 職業能力開発校に入校を希望した者については、選考の上、訓練生を決定する。

一部改正〔昭和四四年条例五七号・四七年二九号・平成五年一七号〕

(退校)

第九条 訓練生は、病気、傷害その他やむを得ない理由があるときは、知事に願い出て退校することができる。

2 知事は、訓練生が次の各号の一に該当すると認めた場合には、退校を命ずることができる。

一 性行不良で改心の見込みがないと認められる者

二 訓練の成績が不良で修業の見込みがないと認められる者

三 心身の故障のため訓練に耐えられないと認められる者

四 正当な理由がないのに引き続いて三十日以上休んだ者又は出席が常でない者

五 校内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

六 その他入校の目的を達することができないと認められる者

一部改正〔昭和四四年条例五七号〕

(授業料等の徴収)

第九条の二 職業能力開発校の授業料等(次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。)の徴収については、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の定めるところによる。

一 普通課程 授業料、入校料及び入校選考料

二 短期課程(県が行う職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第七十四号)第七条に規定する短期課程を除く。) 受講料

追加〔平成一六年条例三〇号〕、一部改正〔平成二一年条例五七号・二四年八〇号〕

(訓練の受託)

第十条 県は、職業能力開発校において、法第十三条に規定する事業主等(以下「事業主等」という。)から委託を受けて当該事業主等の行う職業訓練の一部を行うことができる。

2 前項の規定により委託を受けて職業訓練を行う場合には、当該事業主等が自ら職業訓練を実施することが困難であると認められ、かつ、当該委託に係る職業訓練が普通課程であるとき、又は短期課程のうち基礎的な技能の習得を目的とする職業訓練であるときは、受託料は無料とする。

全部改正〔昭和六〇年条例三七号〕、一部改正〔平成五年条例一七号〕

(職業訓練に対する援助)

第十一条 職業訓練を行う事業主等から申出のあつた場合には、職業能力開発校の職業訓練に支障のない範囲内で職業能力開発校の施設を利用させることができる。

一部改正〔昭和四四年条例五七号・四七年二九号・五四年七号・六〇年三七号・四一号・平成五年一七号〕

(技能検定等の援助)

第十二条 法第五章第一節の規定による技能検定又は技能競技を行う者から施設の利用の申出があつた場合には、職業能力開発校の職業訓練に支障のない範囲内で職業能力開発校の施設の利用をさせることができる。

一部改正〔昭和四四年条例五七号・四七年二九号・五四年七号・六〇年四一号・平成五年一七号・二七年七三号〕

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、職業能力開発校の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和四七年条例二九号・平成五年一七号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に一般職業訓練所に入所している者については、この条例に基づいて入所したものとみなす。

附 則（昭和四十年一月八日条例第二号）

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年四月一日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十一年十二月二十六日条例第五十九号）

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十三年十月三十一日条例第三十六号）

この条例は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年十月十五日条例第五十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の一般職業訓練所の設置及び管理に関する条例に基づき一般職業訓練所に入所している者は、改正後の専修職業訓練校設置管理条例に基づいて専修職業訓練校に入校したものとみなす。この場合において、一般職業訓練所に在所していた期間は、専修職業訓練校に在籍する期間の計算について通算する。

附 則（昭和四十五年十月十五日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行し、我孫子市の設置に係る改正規定は昭和四十五年七月一日（中略）から適用する。

附 則（昭和四十六年七月二十一日条例第四十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十六年九月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の専修職業訓練校設置管理条例に基づき市川専修職業訓練校に在籍している者は、改正後の専修職業訓練校設置管理条例に基づき千葉専修職業訓練校に在籍しているものとみなす。この場合において、市川専修職業訓練校において訓練を受けた期間は、千葉専修職業訓練校における訓練期間の計算について通算する。

附 則（昭和四十七年七月二十日条例第二十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の専修職業訓練校設置管理条例に基づき市原専修職業訓練校又は船橋専修職業訓練校に在籍している者は、改正後の職業訓練校設置管理条例に基づきそれぞれ市原高等職業訓練校又は船橋高等職業訓練校に在籍しているものとみなす。この場合において、市原専修職業訓練校又は船橋専修職業訓練校において訓練を受けた期間は、それぞれ市原高等職業訓練校又は船橋高等職業訓練校における訓練期間の計算について通算する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「専修職業訓練校」の下に「又は高等職業訓練校」を加える。

（千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例の一部改正）

- 4 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例（昭和三十九年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県内の専修職業訓練校」を「県立の専修職業訓練校又は高等職業訓練校」に改める。

附 則（昭和四十八年四月二十日条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第二十二号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年三月十七日条例第十二号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月三十日条例第十号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月十二日条例第七号）

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十六日条例第九号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年二月二十三日条例第一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成四年三月二十六日条例第五十五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月三日条例第六十号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成四年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成五年二月十八日条例第十七号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第三十九号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第三十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表名称の欄の改正規定及び第七条の改正規定は平成十六年四月一日から、第九条の次に一条を加える改正規定（入校料及び入校選考料に係る部分に限る。）及び附則第三項の規定（使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第二中千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）に基づくものの項の次に加える改正規定（入校料及び入校選考料に係る部分に限る。）に限る。）は同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十七年三月三十一日において職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）に在籍している者については、改正後の職業能力開発校設置管理条例第九条の二の規定にかかわらず、その者が引き続き職業能力開発校に在籍する間は、授業料を徴収しない。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

3 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二十年三月二十八日条例第十六号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第五十七号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二十四年十月二十三日条例第八十号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第七十三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発校設置管理条例第十二条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和五年七月二十一日条例第二十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）